

教育委員会だより～^{まなぶ}学～1月号

文化財防火デーについて

文化課文化振興係

1月26日は文化財防火デーです。

なぜこの日が文化財防火デーに制定されたのでしょうか。

昭和24年1月26日に、現存する最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が損傷したことに由来します。

焼損したのは国宝十二面壁画の大半であり、古代仏教絵画として高く評価されていただけに国民に大きな衝撃を与えました。火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、翌昭和25年に文化財保護法が制定されました。



その後、昭和29年11月3日に法隆寺金堂の修理事業が竣工し、文化財保護行政も確立され、文化財保護思想の一層の強化徹底を図るために普及啓発事業が行われるようになりました。その一環として、法隆寺金堂の焼損した日であること、1月と2月が1年のうちで最も火災が発生しやすい時期であることから、昭和30年に、当時の文化財保護委員会(現在の文化庁)と国家消防本部(現在の消防庁)が1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災、震災その他の災害から守るとともに、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。

知立市でも昭和30年の第1回文化財防火デー以来、毎年1月26日を中心に、市、教育委員会、消防署、消防団、文化財所有者、地域住民等が連携・協力して、文化財防火運動を展開してきました。消防訓練の会場は、知立神社(西町)、無量寿寺(八橋町)、遍照院(弘法町)、歴史民俗資料館を持ち回りで行ってきました。

今年度は、令和8年1月25日(日)、午前10時から歴史民俗資料館で消防訓練を行う予定です。興味ある方はご参加や見学も可能です。

歴史民俗資料館には、愛知県指定文化財「池鯉鮒宿本陣御宿帳」をはじめ、貴重な文化財が保存されています。火災から大切な文化財を守る運動にご理解とご協力をお願いします。